

(証券コード 8984)

投資主各位

平成23年11月11日

東京都千代田区永田町二丁目4番8号
ビ・ライフ投資法人
執行役員 瀧 美知男

第7回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

先の東日本大震災により被災されました皆様に対しまして、心からお見舞い申し上げます。

さて、ビ・ライフ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の第7回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、本投資主総会に当日ご出席いただけない場合は、議決権行使書面によって議決権を行使することができます。議決権行使書面による議決権の行使をご希望の場合は、後記の「投資主総会参考書類」をご検討いただきまして、お手数ながら同封の議決権行使書面に賛否をご記入の上、平成23年11月29日（火曜日）午後6時までには到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第93条第1項の規定に基づき、現行規約第15条におきまして「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、当日ご出席いただかず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をいただけない投資主様につきましては、本投資主総会の各議案に賛成するものとみなされ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

＜本投資法人現行規約抜粋＞

第15条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

記

1. 日 時：平成23年11月30日（水曜日） 午前10時00分
2. 場 所：東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号
大和ハウス工業株式会社 東京ビル 201会議室
（末尾の「第7回投資主総会会場のご案内図」をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案：監督役員2名選任の件
- 第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

以上

(お願い)

- ①本投資主総会に当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ②代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ③投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合には、修正後の事項を、本投資法人ホームページ (<http://www.blife-reit.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ④当日は、本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である大和ハウス・アセットマネジメント株式会社（旧商号：大和ハウス・モリモト・アセットマネジメント株式会社。以下「本資産運用会社」といいます。）による「運用状況報告会」を開催いたしますので、併せてご参加くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

本投資法人の規約を平成23年12月1日付で下記「2. 変更の内容」記載のとおり変更することをお願いするものであります。

1. 変更の理由

- (1) 本資産運用会社が大和ハウスグループ（注）の一員であること及び本投資法人の主たる投資対象が居住施設であることを広く認知いただくため、大和ハウス・レジデンシャル投資法人（英文 Daiwa House Residential Investment Corporation）に商号の変更を行うものであります。
- (2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含みます。以下「租税特別措置法」といいます。）に定める、投資法人が課税の特例を受けるための要件のうち、投資口に係る募集が主として国内において行われるものとする要件を定める租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号、その後の改正を含みます。）の改正に伴い、必要な字句の修正を行うものであります。
- (3) 補欠役員の選任に係る決議が効力を有する期間について、原則として被補欠者である執行役員又は監督役員の任期と同一とするため、必要な条項の新設を行うものであります。
- (4) 本資産運用会社が、本投資法人の資産の運用に係る運用ガイドラインについて、今後取得する投資対象資産から商業施設を除外する変更を行ったことから、本投資法人の投資方針について、新規に投資する場合の主たる投資対象を居住施設（主たる用途を居住施設（賃貸住宅）とする不動産等をいいます。）とする変更を行うものであります。
- (5) 租税特別措置法の改正により、不動産の所有権移転登記に係る登録免許税の軽減に関する要件が変更されたことに伴い、必要な字句の修正を行うものであります。
- (6) その他、法令等の改正に伴う字句の修正、表現の変更、統一及び明確化その他の整理を行うものであります。

（注）「大和ハウスグループ」は、大和ハウス工業株式会社、主としてアパート・マンションの管理・運営事業を行う大和リビング株式会社を含むその連結子会社68社、非連結子会社1社及び持分法適用関連会社13社（平成23年9月末日現在）により構成されます。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;"><u>ビ・ライフ</u>投資法人規約</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (商 号) 本投資法人は、<u>ビ・ライフ</u>投資法人と称し、英文では<u>BLife</u> Investment Corporationと表示する。</p> <p>第2条 (目 的) 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に基づき、投資法人の資産を主として不動産等（第31条第2項に定める資産をいう。以下同じ。）及び不動産対応証券（第31条第3項に定める資産をいう。以下同じ。）等の特定資産（投信法第2条第1項に<u>掲げる</u>資産をいう。以下同じ。）に対する投資として運用することを目的とする。</p> <p>第3条～第4条（省略）</p> <p style="text-align: center;">第2章 投資口</p> <p>第5条（発行可能投資口総口数等）</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 本投資法人が<u>発行する</u>投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとする。</p> <p>3. (省略)</p> <p>第6条～第8条（省略）</p>	<p style="text-align: center;"><u>大和ハウス・レジデンシャル</u>投資法人規約</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (商 号) 本投資法人は、<u>大和ハウス・レジデンシャル</u>投資法人と称し、英文では<u>Daiwa House Residential</u> Investment Corporationと表示する。</p> <p>第2条 (目 的) 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に基づき、投資法人の資産を主として不動産等（第31条第2項に定める資産をいう。以下同じ。）及び不動産対応証券（第31条第3項に定める資産をいう。以下同じ。）等の特定資産（投信法第2条第1項に<u>定める特定</u>資産をいう。以下同じ。）に対する投資として運用することを目的とする。</p> <p>第3条～第4条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第2章 投資口</p> <p>第5条（発行可能投資口総口数等）</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 本投資法人の<u>投資口</u>の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとする。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第6条～第8条（現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 投資主総会</p> <p>第 9 条～第13条 (省略)</p> <p>第14条 (電磁的方法による議決権の行使)</p> <p>1. 電磁的方法による議決権の行使は、法令で定めるところにより、本投資法人の承諾を得て、法令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により本投資法人に<u>対して</u>提供して行う。</p> <p>2. (省略)</p> <p>第15条 (省略)</p> <p>第16条 (基準日)</p> <p>本投資法人は、役員会の決議を経て法令に従い予め公告する一定の日(以下「<u>基準日</u>」という。)における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使することができる投資主又は登録投資口質権者とすることができる。</p> <p>第17条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 役員及び役員会</p> <p>第18条 (省略)</p> <p>第19条 (役員を選任及び任期)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第20条～第22条 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 投資主総会</p> <p>第 9 条～第13条 (現行どおり)</p> <p>第14条 (電磁的方法による議決権の行使)</p> <p>1. 電磁的方法による議決権の行使は、法令で定めるところにより、本投資法人の承諾を得て、法令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、<u>電磁的方法により本投資法人に提供して</u>行う。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>第16条 (基準日)</p> <p>本投資法人は、役員会の決議を経て法令に従い予め公告する一定の日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使することができる投資主又は登録投資口質権者とすることができる。</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 役員及び役員会</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>第19条 (役員を選任及び任期)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>補欠の役員を選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議がなされた投資主総会(当該投資主総会において役員が選任されなかった場合には、役員が選任された直近の投資主総会)において選任された役員の任期が満了する時までとする。ただし、投資主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。</u></p> <p>第20条～第22条 (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第23条（決議） 役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、議決に加わることができる構成員の過半数が出席し、その過半数の議決をもって行う。</p> <p>第24条～第25条（省略）</p> <p style="text-align: center;">第5章 会計監査人</p> <p>第26条～第28条（省略）</p> <p style="text-align: center;">第6章 資産運用の対象及び方針</p> <p>第29条（省略）</p> <p>第30条（投資方針）</p> <p>1. 本投資法人は、首都圏を中心に、その他政令指定都市及びその周辺地域に立地する主たる用途を居住施設又は商業施設とする不動産等、並びに主たる用途を居住施設又は商業施設とする不動産等を裏付けとする不動産対応証券を主な投資対象とする。</p> <p>2.（省略）</p> <p>3. 本投資法人は、特定不動産（本投資法人が取得する特定資産のうち、不動産（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。その後の改正を含む。）に定める宅地又は建物をいう。以下、本項において同じ。））、不動産の賃借権若しくは地上権、又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の本投資法人の保有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上となるように運用する。</p> <p>4.（省略）</p> <p>5.（省略）</p>	<p>第23条（決議） 役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>第24条～第25条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第5章 会計監査人</p> <p>第26条～第28条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第6章 資産運用の対象及び方針</p> <p>第29条（現行どおり）</p> <p>第30条（投資方針）</p> <p>1. 本投資法人は、首都圏を中心に、その他政令指定都市及びその周辺地域に立地する主たる用途を居住施設とする不動産等、並びに主たる用途を居住施設とする不動産等を裏付けとする不動産対応証券を主な投資対象とする。<u>ただし、本投資法人は、平成23年12月1日時点で保有している商業施設について引き続き投資対象とすることができる。</u></p> <p>2.（現行どおり）</p> <p>3. 本投資法人は、特定不動産（本投資法人が取得する特定資産のうち、不動産（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。その後の改正を含む。）に定める宅地又は建物をいう。以下、本項において同じ。））、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の本投資法人の保有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上となるように運用する。</p> <p>4.（現行どおり）</p> <p>5.（現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第31条（資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 不動産等とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 前三号に掲げる資産のみを信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と併せて信託する包括信託を含む。）</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(7) (省略)</p> <p>3. (省略)</p> <p>4. 本投資法人は、前2項に掲げる不動産等及び不動産対応証券の他、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 有価証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）第2条第1項各号並びに第2項各号に規定するものをいい、前2項及び本項各号に掲げる特定資産を除く。）</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>5. (省略)</p> <p>6. (省略)</p> <p>第32条～第33条 (省略)</p>	<p>第31条（資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 不動産等とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) 前三号に掲げる資産を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と併せて信託する包括信託を含む。）</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>(6) (現行どおり)</p> <p>(7) (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. 本投資法人は、前2項に掲げる不動産等及び不動産対応証券の他、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 有価証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）第2条第1項各号並びに第2項各号に規定するものをいい、前2項及び本項各号に掲げる特定資産を除く。）</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>5. (現行どおり)</p> <p>6. (現行どおり)</p> <p>第32条～第33条 (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 7 章 資産の評価</p> <p>第34条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次のとおり投資対象資産の種類ごとに定める。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第31条第2項第4号に定める不動産、不動産の賃借権及び地上権<u>のみ</u>を信託する信託の受益権</p> <p>信託財産が前号に掲げる資産の場合は、前号に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) 第31条第3項及び第31条第4項第2号に定める有価証券</p> <p>当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（取引所における取引価格、証券業協会等が公表する価格又はこれらに準じて随時、売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。）を用いる。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価する。</p> <p>(7) (省略)</p> <p>(8) 第31条第4項第3号に定めるデリバティブ取引に係る権利</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 資産の評価</p> <p>第34条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次のとおり投資対象資産の種類ごとに定める。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 第31条第2項第4号に定める不動産、不動産の賃借権及び地上権を信託する信託の受益権</p> <p>信託財産が前号に掲げる資産の場合は、前号に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>(6) 第31条第3項及び第31条第4項第2号に定める有価証券</p> <p>当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（<u>金融商品</u>取引所における取引価格、証券業協会等が公表する価格又はこれらに準じて随時、売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。）を用いる。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価する。</p> <p>(7) (現行どおり)</p> <p>(8) 第31条第4項第3号に定めるデリバティブ取引に係る権利</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>① 取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務</p> <p>基準日における当該取引所の最終価格（終値。終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額により評価する。なお、同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価する。</p> <p>② 取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務</p> <p>市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額により評価する。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。</p> <p>③ (省略)</p> <p>(9) (省略)</p> <p>(10) (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. (省略)</p> <p>4. 第1項及び第2項に定める評価方法については、継続性の原則に則り変更は行わない。ただし、正当な事由により採用した方法による評価が適当ではなくなった場合で、かつ、投資主保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り、他の評価方法に変更できるものとする。評価方法を変更した場合には、直後に投資主に交付する資産運用報告書において次の事項を記載する。</p>	<p>① <u>金融商品</u>取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務</p> <p>基準日における当該<u>金融商品</u>取引所の最終価格（終値。終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額により評価する。なお、同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価する。</p> <p>② <u>金融商品</u>取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務</p> <p>市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額により評価する。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(9) (現行どおり)</p> <p>(10) (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. 第1項及び第2項に定める評価方法については、継続性の原則に則り変更は行わない。ただし、正当な事由により採用した方法による評価が適当ではなくなった場合で、かつ、投資主保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り、他の評価方法に変更できるものとする。評価方法を変更した場合には、直後に投資主に交付する資産運用報告において次の事項を記載する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
(1) (省略)	(1) (現行どおり)
(2) (省略)	(2) (現行どおり)
(3) (省略)	(3) (現行どおり)
(4) (省略)	(4) (現行どおり)
(5) (省略)	(5) (現行どおり)
第8章 借入れ及び投資法人債の発行	第8章 借入れ及び投資法人債の発行
第35条 (省略)	第35条 (現行どおり)
第9章 計 算	第9章 計 算
第36条～第37条 (省略)	第36条～第37条 (現行どおり)
第10章 業務及び事務の委託	第10章 業務及び事務の委託
第38条 (省略)	第38条 (現行どおり)
第39条 (業務及び事務の委託)	第39条 (業務及び事務の委託)
1. (省略)	1. (現行どおり)
2. 本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務であつて、 <u>投信法第117条に定める事務</u> (以下「 <u>一般事務</u> 」という。)を第三者に委託する。	2. 本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務であつて、 <u>投信法第117条に定める事務</u> を第三者に委託する。
第11章 費用等	第11章 費用等
第40条 (省略)	第40条 (現行どおり)
別紙	別紙
(省略)	(現行どおり)

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員瀧美知男より、平成23年11月30日をもって一旦辞任したい旨の申し出がありましたので、平成23年12月1日付で、改めて執行役員1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案において、執行役員1名の任期は、現行規約第19条第2項の規定により、平成23年12月1日から2年間となります。

また、執行役員の選任に関する本議案は、平成23年10月13日開催の役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって提出されたものであります。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主要略歴(会社名等 当時)
瀧 美 知 男 (昭和21年10月22日)	昭和44年4月 中央信託銀行株式会社 入社 平成8年6月 同社 取締役資金証券部長 平成9年6月 同社 取締役営業推進部長 平成10年6月 同社 常務取締役営業推進部長 平成11年6月 同社 常務取締役 平成12年4月 中央三井信託銀行株式会社 常務取締役 平成14年2月 同社 取締役常務執行役員兼 三井トラスト・ホールディングス株式会社 常務取締役 平成16年6月 中央三井住宅販売株式会社 代表取締役社長 平成21年6月 三井ダイレクト損害保険株式会社 非常勤監査役 平成22年3月 ビ・ライフ投資法人 執行役員(現任)

- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

補欠執行役員岡田勝の選任に係る決議は、本投資主総会の開始の時をもって効力を失うことから、執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。なお、第1号議案が承認可決された場合には、本議案において、補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、第1号議案による変更後の規約第19条第3項本文の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する時である平成25年11月30日までとなります。

また、補欠執行役員の選任に関する本議案は、平成23年10月13日開催の役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって提出されたものであります。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主要略歴(会社名等 当時)
山田裕次 (昭和35年7月4日)	昭和58年4月 大和ハウス工業株式会社 入社
	平成7年4月 同社 岩手支店 経理総務課長
	平成10年4月 同社 管理本部 財務部財務課長
	平成13年12月 同社 管理本部 財務部財務・資金グループグループ長
	平成15年10月 同社 横浜支店 管理部 次長
	平成20年4月 同社 東京支社 経理部長
	平成23年4月 大和ハウス・モリモト・アセットマネジメント株式会社(出向) 顧問
	平成23年5月 同社 取締役
平成23年6月 同社(転籍) 代表取締役社長(現任)	

- ・上記補欠執行役員候補者は、本資産運用会社の代表取締役社長であります。
- ・上記補欠執行役員候補者は、上記を除き、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員鶴巻康枝より、平成23年11月30日をもって辞任したい旨の申し出が、及び監督役員岩崎哲也より平成23年11月30日をもって一旦辞任したい旨の申し出が、それぞれありましたので、平成23年12月1日付で、改めて監督役員2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案において、監督役員2名の任期は、現行規約第19条第2項の規定により、平成23年12月1日から2年間となります。

なお、投信法及び現行規約第18条の規定により、監督役員の員数は、執行役員の数に1を加えた数以上であることが必要とされております。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主要略歴 (会社名等 当時)
1	岩崎 哲也 (昭和41年2月20日)	平成2年4月 監査法人トーマツ 入所 平成6年3月 公認会計士登録 (No. 11886) 平成9年2月 エヌイーディー株式会社 入社 平成9年2月 岩崎哲也公認会計士事務所 開所 平成14年5月 税理士登録 (No. 94737) 平成16年8月 シティア公認会計士共同事務所 入所 (現任) 平成18年1月 ビ・ライフ投資法人 監督役員 (現任)
2	米川 勇 (昭和27年10月22日)	昭和53年4月 司法修習生 昭和55年4月 大阪弁護士会 中坊公平法律事務所 入所 昭和61年4月 東京弁護士会 佐瀬・米川法律事務所 開設 平成22年6月 東京弁護士会 アルファパートナーズ法律事務所 開設 (現任)

- ・上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりません。

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員1名の選任をお願いするものであります。なお、第1号議案が承認可決された場合には、本議案において、補欠監督役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、第1号議案による変更後の規約第19条第3項本文の定めにより、第4号議案における監督役員の任期が満了する時である平成25年11月30日までとなります。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主要略歴 (会社名等 当時)
榎本 聡 (昭和55年5月29日)	平成19年11月 司法修習生 平成20年12月 東京弁護士会 佐瀬・米川・島法律事務所 入所 (現任)

- ・ 上記補欠監督役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・ 上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。

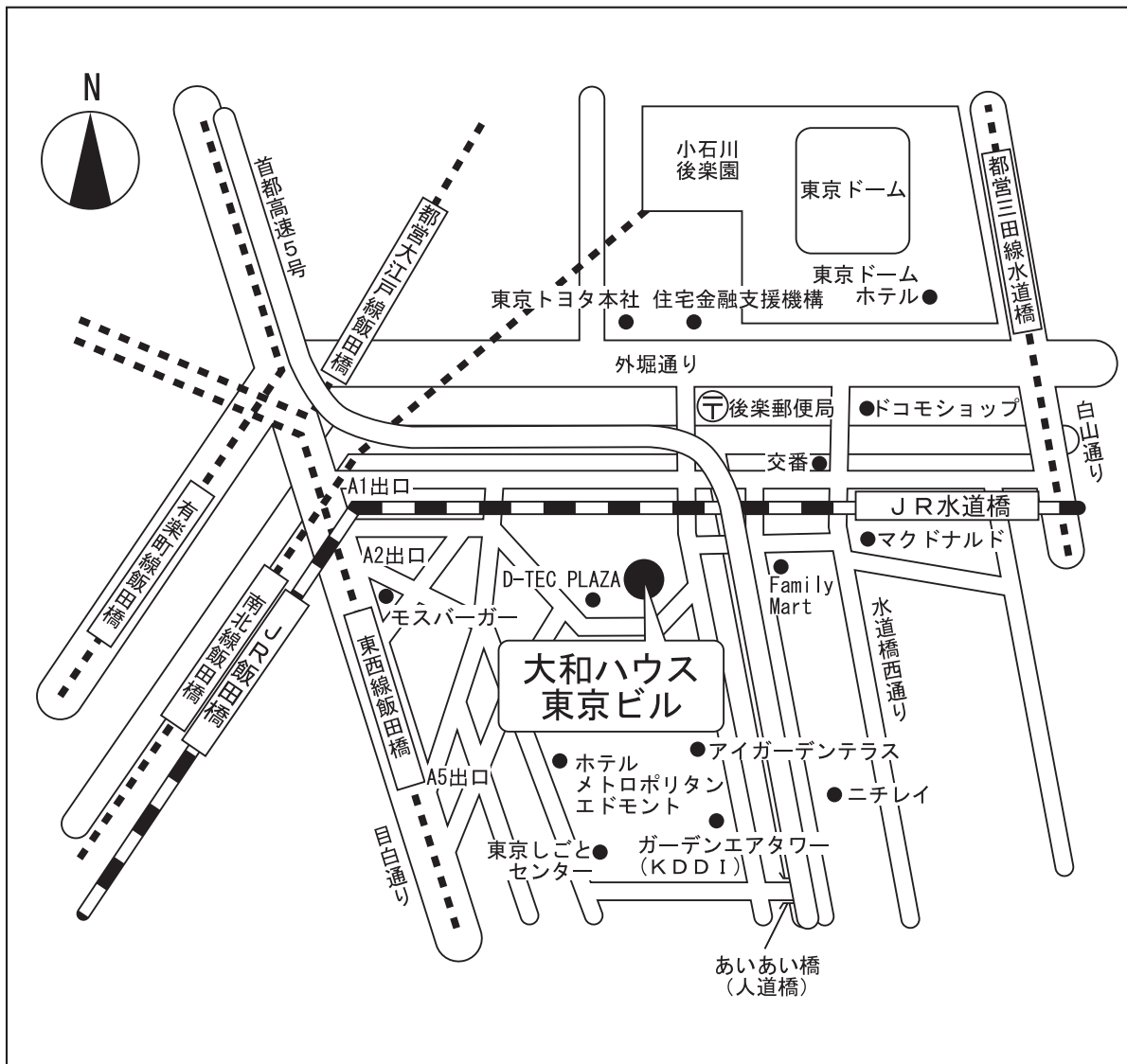
参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び現行規約第15条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第5号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

第7回投資主総会会場のご案内図

会場 東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号
大和ハウス工業株式会社 東京ビル 201会議室
電話 03-5214-2111



- 交通
- JR水道橋駅 西口より徒歩2分
 - JR飯田橋駅 東口より徒歩7分
 - 東京メトロ有楽町線・南北線 都営大江戸線 飯田橋駅A1出口より徒歩7分
 - 東京メトロ東西線 飯田橋駅A5出口より徒歩4分又はA2出口より徒歩7分

<お願い> 当施設には駐車スペースはございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。